



いつもお世話になっております。事務所だよりの4月号をお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

通常贈与と相続時精算課税贈与について

贈与とは財産を「あげますよ」「もらいますよ」という二人の合意によって成立する契約です。一種の契約ですから、通常は贈与契約書が作成されますが、口約束でも当事者の合意があれば問題ありません。

ただし、贈与は財産をもらった人が、もらった財産を自由に使えるようにしておく必要があります。

1. 贈与税は財産をもらった人(もうけた?)人が納税します。選択制度により計算方法は下記のようになります。

(1) 通常贈与(暦年課税贈与といいます)

あげる人もらう人は誰でも良い。

あげる財産はどんな物でも良い。

亡くなる前3年間の通常贈与は、相続財産に加算される場合がある。

非課税になる財産の贈与もある。

$$\left[\begin{array}{l} 1年間にもらった財産価額の合計 \\ - \text{基礎控除額} \\ \text{110万円} \end{array} \right] \times \text{累進税率} = \text{贈与税}$$

(2) 相続時精算課税贈与

この制度は、相続税の仮計算制度ですので、選択できる人は次のような方に限られます。

また、仮計算のため相続発生時に本計算が必要となる場合があります。

通常の相続時精算課税贈与

ア、あげる人 65歳以上の実親等 もらう人 20歳以上の子。

イ、あげる財産はどんな物でも良い。

$$\left[\begin{array}{l} \text{実親等が亡くなるまでに} \\ \text{もらった財産価額の合計} \end{array} - \text{特別控除額} \right] \times 20\% = \text{贈与税(仮払い)}$$

相続時精算課税贈与の特例(適用期間19年12月末で終了...延長される可能性もあります)

ア、あげる人 65歳未満の実親等 もらう人 20歳以上の子。

イ、もらう財産は現金預金に限定。

ウ、お金の全額を住宅の新築、取得、増改築等(土地取得含む)に充当。

$$\left[\begin{array}{l} \text{実親等が亡くなるまでに} \\ \text{もらった財産価額の合計} \end{array} - \text{住宅取得等資金} - \text{特別控除額} \right] \times 20\% = \text{贈与税(仮払い)}$$

2. 財産の贈与をする場合の注意点と手続き

(1) 相続時精算課税制度の注意点

仮計算のため、**本来節税にはなりません。**

一度選択するとその撤回が出来ません。

選択した実親等からの贈与に**基礎控除110万円**が使用できなくなります。

(2) 通常贈与と相続時精算課税贈与に共通した注意点

節税効果を見込む場合は、**工夫して贈与する必要**があります。

ア、収益物件 (収益物件の利益の移転)

イ、価値増加が期待できる (現在安値で推移している株券) など

次のようなものを贈与する場合は**デメリットが生じる可能性があります。**

ア、価値減少財産 (建物・事業用償却資産は年々財産価値は減少する)

イ、相続税の特例の方が有利になる(小規模宅地等・特定事業用資産・立竹木など)

(3) 相続時精算課税制度を選択するための特別な手続

贈与税の期限内申告書(2月1日から3月15日)に相続時精算課税選択届出書、あげる人もらう人の関係を証明する戸籍謄本、戸籍の附票、贈与者の住民票、この制度を選択する確認書を添付して提出する。